
監 査 委 員

13年監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から平成11年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成13年4月6日

京都府監査委員 酒 井 国 生
 同 家 元 丈 夫
 同 廣 瀬 伸 彦
 同 成 房 智 治

平成11年度包括外部監査結果に基づき講じた措置

第1 「府立洛東病院、府立洛南病院、府立与謝の海病院と府立医科大学附属病院の現状と課題」

1 府立3病院

(1) 経営体制

ア 責任と権限

(監査の結果)

本庁において、長期的かつ総合的な立場から、府立3病院の経営改善へ向けての計画の立案、指導等を実施・フォローする仕組みを構築する必要があると思われる。院長の権限と責任において、経営改善に向けた取組が可能となるような体制の整備が望まれる。

(措置の内容)

平成12年5月に、行財政システム21推進本部に「医科大学附属病院・府立病院経営改善に係る検討委員会」を設置したほか、平成12年度から医療・国保課と病院事務部長等との経営改善に関する会議を開催し、経営改善方策、院長への権限委譲について検討を進めている。

イ 各病院間の連携の強化等

(監査の結果)

各病院間での患者サービス等に関する情報交換等の連携の強化が必要である。

洛東病院については、他の病院、診療所、福祉施設との連携を強化するとともに府民への広報活動も必要である。

(措置の内容)

平成12年度から各病院の医事課長会議及び給食課長会議を新規に開催し、各病院の密接な情

報交換を図っている。

洛東病院においては、平成12年11月には、病院の医師を紹介するリーフレットを作成し、医師会、患者等に配布した。また、平成13年度から、第一日本赤十字病院と脳血管障害の患者について急性期治療とリハビリ治療を分担することにより連携の強化を図ることとしている。

ウ 意識改革の必要性

(監査の結果)

経営の健全化を図るために、職員の徹底的な意識改革が必要であり、管理職に対する大幅な権限移譲と責任体制の確立を行う必要がある。

(措置の内容)

院内広報紙を通じて、わかりやすく経営の健全化の取組みについて解説することにより職員の啓発を行っている。さらに、病院管理職については、定期的に管理職会議を開催し、管理職の意識改革と責任体制の確立を図っている。

エ 増収に向けた諸施策の実施

(監査の結果)

与謝の海病院については、より付加価値の高い診療科目への資源集中が必要である。また、保険診療報酬の請求漏れと減点防止対策に、注力すべきである。

洛南病院については、保護室の不足が病床利用率の低さにつながっている。急性期対応のための施設の充実が求められる。

(措置の内容)

与謝の海病院については、平成12年4月から皮膚科外来の診療時間を延長するとともに、平成12年度から人工透析の一部2クール制を実施するなど経営改善に努めている。また、診療報酬確保のため、院長が先頭に減点レセプトの点検を行い、医事関係者への周知・改善に努めるとともに、請求漏れ対策として、平成13年4月からレセプト点検業務を担当する非常勤嘱託を雇用することとしている。

洛南病院については、平成12年6月に観察室(7室)を2室増設し、この観察室を有効に活用することにより、保護室の空き部屋の確保を図った。

(2) 医薬品及び診療材料

ア 医薬品及び診療材料の在庫管理

(監査の結果)

診療室をはじめ手術室や検査室といった各部署に所在する医薬品及び診療材料について、実地棚卸の対象から漏れている。

洛東病院の薬剤管理について、実地棚卸表の原本の保存、6ヶ月経過後の実態把握が必要である。

(措置の内容)

洛東病院及び洛南病院においては、平成11年度末の棚卸から各部署に所在する医薬品等につ

いても実地棚卸の対象とした。

与謝の海病院においては、平成13年度中に診療材料管理システムの導入を計画しており、同システム導入によって、診療材料の管理の徹底を図るとともに、各部署における医薬品等についても、実地棚卸の対象とすることとしている。

洛東病院の薬剤管理については、平成11年度決算から実地棚卸表の原本保存を実施するとともに、平成12年度から薬品在庫で6ヶ月を経過したものについても在庫として適正に管理するよう改善した。

イ 医薬品使用効率

(監査の結果)

医薬品使用効率を向上させるべきである。

同種同効薬品については、できるだけ一本化して在庫アイテム数を削減するとともに、院外処方箋の発行を推進するなど、総合的な在庫圧縮方策を講ずることが望まれる。

(措置の内容)

各病院の「薬事委員会」で品目数の見直しを行っているほか、使用頻度の低い医薬品については採用取消決定をするなどの措置を講じている。

洛東病院及び与謝の海病院においては、1,000品目を基準に、品目数の増加抑制に努めている。

洛南病院においては、平成11年11月から院外処方箋の発行を開始し、平成12年度の院外処方箋発行率は75%に達した。

(3) 職員数と給与費

ア 医業収益との比較

(監査の結果)

医業収益に占める職員給与費の割合並びに労働生産性の観点から、職員給与の額は医業収益に対して過大である。

(措置の内容)

医業収益の確保に努めるほか、退職不補充による外部委託化・非常勤職員化等を通じて職員給与の圧縮を図っている。

イ 職員数の状況

(監査の結果)

看護婦を含む職員数について検討を加える必要がある。

職員数と患者数のバランスがとれておらず、患者数からみて職員数が多いのではないかと考えられる。

(措置の内容)

洛南病院においては、平成12年4月から給食部門の業務の一部の委託化に伴い職員を減員させており、平成13年4月からはボイラー管理業務の委託化等を予定している。

洛東病院においては、平成13年4月から中央材料室の業務などの外部委託化を予定してい

る。

(4) 業務の外部委託

ア 給食業務

(監査の結果)

栄養士・調理師を正職員として雇用する方式を採用しており、人件費を補うだけの食事療法収益が確保されていない。

(措置の内容)

洛南病院において、平成12年4月から食器の洗浄業務等を委託化し経費削減を図った。

イ 建物設備管理・清掃業務

(監査の結果)

洛東病院、洛南病院においては、費用と効果を勘案しつつ、順次外部委託に切り替えることが望まれる。固定資産の報告・記録・帳簿による管理を徹底させなければならない。

(措置の内容)

洛南病院において、平成12年4月からボイラー管理業務の一部を委託化するとともに、平成13年4月からの全面委託化を予定している。

洛東病院及び洛南病院の清掃業務については、退職に応じ、順次委託部分を拡大していく。

2 府立医科大学附属病院

(1) 経営改善計画への取組みと大学構成員の意識の問題

(監査の結果)

本庁(設置者)に「附属病院の経営に関する特別プロジェクトチーム」を設置する。大学に「経営改善計画実行委員会(仮称)」と「作業グループ」を設置する。

(措置の内容)

本庁には、平成12年5月に行財政システム21推進本部に「医科大学附属病院・府立病院経営改善に係る検討委員会」を設置した。

大学には、平成12年6月に学長をトップとする「附属病院経営改善推進会議」と病院長をトップとする「経営改善計画実行委員会」及び作業グループを設置した。

(監査の結果)

附属病院の「財政危機」についてすべての教職員に対する周知徹底が必要である。

(措置の内容)

学内誌等を通じて繰り返し経営改善の必要性や府の財政危機の状況について周知を図っている。

包括外部監査結果についても教授会や臨床部長会議で報告し、周知徹底を図った。

(監査の結果)

予算の設定に当たって「これまでの実績が妥当かどうか」の検討が必要である。

(措置の内容)

予算については、府の編成方針に基づき財政当局との予算査定で決定しており、経費の見積

りは過去の実績等にとらわれず行われている。

(監査の結果)

提言の実行を指導・監督する体制の整備が必要である。

(措置の内容)

附属病院経営改善推進会議が有効に機能するように、平成13年4月に推進会議事務局を設置し、専任の職員を配置することとしており、体制の更なる強化を図る。

(2) 収益の拡大について

(監査の結果)

CT等の内部検査、適時適温給食、玄関ロビーの整備等の施策を着実に実行することが期待される。

(措置の内容)

CTの新機種への更新、適時適温配膳車の新規購入などを通じ、医業収益の向上に取り組んでいる。

外来診療棟の玄関ロビーについては、患者サービスの向上のため、平成13年度に改修を行う予定としている。

(監査の結果)

病床稼働率92%程度を目標とする。

(措置の内容)

平成8年度から平成10年度までの病床稼働率の平均が約87%であったのに対し、平成11年度の実績は90%台であり、平成12年度についても、ほぼ同様の実績を確保できる見込みである。

(監査の結果)

手術室の稼働率の向上も課題である。

(措置の内容)

手術申込の期限を3日前から5日前に早めることにより、2次申込を可能とし、手術枠に空きが生じた場合の情報提供を行い、手術場の効率利用を図った。

(監査の結果)

各種検査の外部委託について、積極的に検討することが必要である。

(措置の内容)

年間を通じて件数の少ない検査や結果の把握に時間的余裕のもてる検査については外部へ委託している。

(監査の結果)

診療報酬の請求漏れ防止のためのチェック体制や監視体制を強化する必要がある。

(措置の内容)

平成12年度から診療報酬請求業務を専門業者に委託するとともに、査定内容等について分析をしている。

なお、平成13年度から逐次導入予定のトータルオーダーリングシステムの稼働により更なる請求漏れ防止を図る。

(監査の結果)

特定機能病院としての入院患者のあり方の検討が必要である。

(措置の内容)

特定機能病院として患者紹介率の向上努力など病院間・診療所間との連携強化を図っており、平成13年2月から、診療報酬制度の中で紹介率の向上を評価する紹介患者加算4及び紹介外来加算の施設基準を新たに取得し増収を図っている。

(監査の結果)

オーダーリングシステムの着実な導入

(措置の内容)

オーダーリングシステムは、平成13年8月には入院部門が、同10月には外来部門がそれぞれ先行して稼働し、平成14年4月には全面稼働する予定である。

(監査の結果)

診療報酬の査定減の縮小のための専門職の導入

(措置の内容)

診療報酬業務の効率化・適正化のため、平成12年度から2名の非常勤嘱託を配置した。

(監査の結果)

病院内外に対する広報・宣伝活動の強化

(措置の内容)

京都府立医科大学関係病院等協議会を中心に、患者紹介等の病院間の連携の強化を図っている。

(3) 費用の削減について

(監査の結果)

院外処方箋発行率35%程度の達成が期待される。

(措置の内容)

平成13年1月から新たに皮膚科及び耳鼻咽喉科を原則として院外処方箋を発行する扱いとし、外来患者の院外処方箋発行率を平成11年度15.7%から平成13年1月時点で25.9%に高めた。

(監査の結果)

光熱費等経費の節減と業務の外部委託の推進が必要である。

(措置の内容)

光熱費等経費の節減については、平成11年から教職員への意識啓発の徹底、共用部分の節電、並列式エレベーターの停止(2基)、節水対策として新たに水道栓に節水用のコマの導入などの取組みを行った。

業務の外部委託については、診療報酬請求、建物の設備保守管理業務、清掃業務など可能なものから委託へ切り替えている。

(監査の結果)

助手、事務職員、技術職員、技能・労務職員の適正人員の検討

(措置の内容)

定員適正化計画に基づき、人員削減を進めており、診療報酬業務の委託や看護体制の見直し等により、平成11年度から平成13年度までの3年間で60名以上の定数削減を行うこととしている。

(4) 関連する諸問題

(監査の結果)

結核病棟の方向性については府の医療全体計画と連携させる。

(措置の内容)

結核対策については、大学病院として重症・合併症の結核等感染患者の治療が行えるよう、新たに感染症対応病室を設置する。

第2 「企業会計の見地からみた京都府の財政状況の現状と課題」

ア 経常収支比率の改善

(監査の結果)

住民サービスの向上の観点に立って、総事業の内容を洗い直し、限られた財源を有効に使うべく選択と集中に従った事業の重点化が望まれる。

中長期計画の下に目的別優先順位や、その有効利用度等につき一定の指針を設け、財源の効果的配分を考えた予算作りが望まれる。

(措置の内容)

平成12年度予算の編成に当たっては、すべての経費を性質別に7種類に分類し、経費区分毎に予算編成基準を設けた上で、一切の聖域を設けることなく既存施策全般にわたり、事業の効果や必要性、更には緊急度等を洗い直し、施策の再構築に取り組んだ。

こうして生み出した貴重な財源を喫緊の行政課題や21世紀を見据えた長期的展望に立った施策に重点的に配分した。

平成13年度当初予算の編成においては、引き続き徹底した施策の点検・見直しに取り組む一方、「新京都府総合計画」の初年度に当たることから、同計画の「施策推進戦略プロジェクト」に係る重要な施策については、重点的に財源を配分し、新府総の着実な推進を図ることとした。

(監査の結果)

あらゆる職種で、定員適正化計画の着実な実行が期待される。

(措置の内容)

第二次の新しい行政推進大綱に掲げた5年間(⑪～⑮)1300人の定数削減目標に対し、既に2年間で実行してきた520人の削減に加えて、平成13年度についても約260人の定数が削減できる見通しである。

中でも、400人の削減目標を掲げている知事部局等の事務部門については、平成13年度までに目標の8割を超える削減が達成できる見込み

である。

イ 普通財産の売却

(監査の結果)

普通財産(貸付土地を除く)のうち売却可能な物件の処分は進んでいるが、更に換金化がはかられれば、手許流動性は高まると思われる。

(措置の内容)

平成11年度から未利用の府有地(普通財産)について、一般競争入札による売り払い処分を進め、歳入確保を図っている。

ウ 滞納整理努力

(監査の結果)

不納欠損額は収入未済額に対し平均4.2%もある。行政サービスを受ける者は、公平に税負担すべきであり、税負担の健全な公平度を維持するためにも、滞納整理に一層努力するべきである。

(措置の内容)

年度当初に開催する「税収確保対策推進会議」で策定された方針をもとに、積極的な滞納整理を展開し税収の確保に努めている。

また、平成12年4月から本庁税務課に、特に高額・困難な案件を担当する特別滞納整理班を設置するとともに、平成13年1月の府税事務所の再編統合においても、所の高額案件を担当する整理課を新設するなど、滞納整理執行体制の強化を図った。

エ 目標数値の設定

(監査の結果)

中長期に亘る施策や事業に関し、まず目標数値を設定し、その履行(進捗)度を明確にし、評価の上、フォローし公表することが望まれる。

(措置の内容)

平成13年1月からスタートした新京都府総合計画において、府民とともに目指す数値目標を設定し、本計画に基づき府政を推進することとしている。本計画において示した数値目標については、その進捗状況を府民に示す中で、事務事業評価制度とも連携しながら計画の適正かつ円滑な推進に努めていく。

オ 決算書開示の工夫

(監査の結果)

府民に対する説明責任を果すため、府民に決算書を公表する場合は、地方自治法に基づく決算書をよりわかりやすく開示する工夫が望ましい。

(措置の内容)

地方自治法に基づく財政状況の公表に当たって、決算内容についても図表などを用い、できるだけわかりやすい説明を行うよう努めているが、平成13年度からは京都府のホームページにも掲載することとしており、さらに広くわかりやすく府民に公表していくよう努めていく。